

福岡県公報

平成二十九年九月一日
第三千九百二十二号
増刊
①

目次

監査委員

○福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進

に関する職員対応要領の一部を改正する訓令（監査委員事務局総務課）……………一

監査委員

福岡県監査委員訓令第三号

福岡県監査委員事務局

福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年四月福岡県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害」を「障がい」に改める。

本則中「における障害」を「における障がい」に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年一月福岡県訓令第一号）」を「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年一月福岡県訓令第一号）」

「に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。